

令和2年度

第5回定例農業委員会会議録

令和2年8月19日 開催

令和2年8月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第10号

令和2年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年 8月19日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年8月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年8月19日 午後 1時30分

閉会 令和2年8月19日 午後15時 5分 (会期1日)

第1日目 (8月19日)

出席委員 18名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 13名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	浮田 洋史、	昭和2	横田 節夫、
		陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、
				陶	原 拓也
滝宮1	丸尾 説男、	滝宮2	宇良 健一、		
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、
				羽床上	河田 紀雄、
				羽床上	長尾 清

議事録署名委員

4番 渡辺 玲子 委員、 5番 井上 博司 委員

欠席

10番 谷本 利信 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 4人

議事日程

令和 2 年 8 月 19 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 議案第 8 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 11 議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 2 年 8 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 5 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、10 番 谷本 利信 委員、の 1 名です。よって、農業委員出席者は 18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、4 番 渡辺 玲子 委員、5 番 井上 博司 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条申請について、説明致します。今回は、1 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は に住み農業を既に廃止しており、申請農地も以前より申請人の弟に貸しています。農地を処分したいと考えていたところ、申請人（現耕作者の兄）が規模拡大を目的に取得することで意向が合致し申請に至ったものです。申請

地については、後で出てきますが、解約の届出が出ております。

譲受人の経営面積は 24,126.18 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、米・野菜です。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、150日、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック2台、農舎約400m²を所有しています。また、米・野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は、400m、徒歩で1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第4条申請」についてです。

議案第2号-1

地図・図面：

申請者：

申請地：

農地区分： 2種農地

転用目的： 農家住宅

施設の概要： 住宅平屋建て 1棟 129.03 m²、物置平屋建て 1棟 36.07 m²
車庫平屋建て 1棟 17.33 m²、既存住宅及び物置平屋建て 3棟 204.95 m²
合計面積：387.38 m²

併用地：

土地利用률：41.26% (≧30%)

申請事由： 農家住宅

説明：【理由】 現在、夫婦2人で既存農家住宅に住んでおりますが、老朽化が著しく、近年の地震等の災害に倒壊の恐れがあるため、既存宅地内で建替えを検討しましたが、子ども家族との同居も考えていることから、6人が居住する住宅を建築するには、手狭であると判断し、新たに農家住宅の建築が可能な土地を探すこととしました。そこで、自身が所有する農地の中で、再度、比較検討をした結果、申請地がもっとも、これに適う土地であると判断し、今回、申請に及んだものであります。ちなみに、100m離れた既存の農家住宅については、内部改修を行なったうえで、農機具等を保管する農業用の納屋として利用するものであります。なお、

申請地につきましては、本人が、農振除外及び転用の手続きを行なうべき認識が欠如していたことから、一部造成工事に着手してしまったことに対し、深く反省するとともに、今後、このようなことがないように慎むとのことであります。これにより、適切な是正申請を行なうものであります。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 100 万円、建築費 1,300 万円 合計：1,400 千円

内訳：自己資金 426 万円、借入金 1,000 万円

【工事期間】 平成 31 年 1 月 10 日～令和 2 年 12 月 28 日

【造成工事】 花崗土による盛土H=0.2m
土留めのコンクリート擁壁を設置

【排水関係】 雨水：集水枡を設置し、北西側の既設水路に放流して処理します。
汚水：合併浄化槽を設置し、北西側の既設水路に放流して処理します。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

【他法令関係】 進入路の設置に伴う床版工事の承認をより得ております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第 3 号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条申請」についてです。

議案第 3 号 -1

地図・図面：

権利： 賃貸借権の設定

申請地：

農地区分： 2 種農地

貸人：

借人：

転用目的： 露天駐車場

施設の概要： 普通乗用車 66 台 軽乗用車 3 台 計 69 台

申請事由： 露天駐車場

説明：【理由】 現在、のリニューアル工事を進めており、以前の敷地面積が変わらない中、建物面積が増加したことによって、駐車台数 69 台相当分の面積が減少することで、従来の駐車場 155 台分の面積を確保できなくなりました。これにより、近くで 69 台相当分の駐車場用地となる土地を探していたところ、高

齢化に伴い農地の維持管理に苦慮していた貸人との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 2,000 万円、建築費 0 万円 合計：2,000 万円

内訳：自己資金 2,000 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 2 年 10 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日

【造成工事】 耕作土を撤去したのち、下層より、切土約 15 cm・盛土約 23 cmの作業を行なったうえで、碎石を t =15 cm、粒度調整碎石を t =10 cm、密粒度アスファルトを t = 5 cmと全体に敷詰めるとともに、周辺には、安全面を考慮して、コンクリート擁壁を高さ H=0.6mから 1.35mで立ち上げ、さらにその上には、フェンスを 1 mから 1.5mの高さで設置します。また、進入路となる道路側面の水路上には、約 6 m程度の床版架設を 2ヶ所設置します。

【排水関係】 雨水：集水枡を設置し、道路側の既設水路に放流して処理します。

汚水：ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第 3 号 -2

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 2 種農地

貸人：

借人：

転用目的： サッカー場

施設の概要： サッカーコート、用具倉庫 1 カ所、駐車場 (2 台分)、

申請事由： サッカー場

説明：【理由】 申請地については、令和元年 9 月頃に、が所有する田を周辺の子どもたちがサッカー技術の向上を図られるように転用の許可なく 9 月 9 日より無断で造成工事に着手し、1ヶ月間をようして 10 月 10 日にはサッカー練習場を作ってしまったものであり、今般、申請地について、近隣住民より、無断転用ではないかとの指摘を受けたことから、本人も事の重大性を認識し、今後このようなことがないよう十分注意するとの始末書を提出して、反省の色を見せているところであります。これによりまして、今回、サッカー場として転用の是正申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 30 万円、建築費 0 万円 合計：30 万円

【工事期間】 令和元年 9 月 9 日～令和元年 10 月 10 日 (工事完了済み)

【造成工事】 本申請による新たな造成工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透により処理します。 汚水：ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第3号 -3

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

併せ利用地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 分家住宅

施設の概要： 住宅2階建て 1棟 69.56㎡、カーポート平屋建て 1棟 29.20㎡
合計面積：98.76㎡ 土地利用률：23.18% (≧22.00%)

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 現在、譲受人は、で借家住まいをしており、夫婦共働きをしていることから、子どもの面倒を親に見てもらい、休日には、実家の農業を手伝うとともに、将来、親の高齢化に伴って介護の世話ができるようにとの考えから、実家が所有する農地の中で、建築予定規模等を考慮した結果、この農地が最適であると判断し、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 2,400万円 合計：2,500万円
内訳：自己資金 0万円、借入金 2,500万円

【工事期間】 令和2年10月10日～令和3年9月9日

【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.20m、コンクリート擁壁を設置 H=1.0m

【排水関係】 雨水：溜枡を設置し、既設水路へ放流し処理します。
汚水：公共下水道に接続して排水します。

【取排水の同意】 該当なし

【水利関係者の同意】 該当なし

【隣接農地の同意】

議案第3号 -4

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

併せ利用地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 貸住宅用地

施設の概要： 住宅2階建1棟 57.50㎡ カーポート平屋建1棟 27.39㎡ 合計面積：84.89㎡
土地利用률：22.04% (≧22.00%)

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 現在、譲受人は、娘夫婦が居住している住宅が手狭になっていること、さらには、休日に実家の農業を手伝ってもらえるように、そして、将来、自分たちの介護の世話をしてもらうために、実家に近い土地を探していたところ、この農地が建築予定規模等を考慮したうえでも最適の土地であると判断するとともに、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したものであり、今回、申請に及んだものであります。なお、譲受人本人が、土地を取得し、住居を建築したうえで、娘夫婦に使用貸借させるものとのことであります。

【資金計画】 土地代 25 万円 造成費 200 万円、建築費 700 万円 合計：925 万円
内訳：自己資金 225 万円、借入金 700 万円

【工事期間】 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日

【造成工事】 切土・盛土なし。 コンクリート擁壁 H=0.5m～1.0m。

【排水関係】 雨水：溜枡を設置し、既設水路へ放流し処理します。

汚水：合併浄化槽を設置して、既設水路へ放流し処理します。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】 該当なし

【隣接農地の同意】 該当なし

議案第 3 号 -5

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：

農地区分： 1 種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 納屋・事務室・農業用資材置場

施設の概要： 納屋平屋 1 棟、事務室 1 棟、露天農業用資材置場 (2 カ所)

申請事由： 納屋・事務室・農業用資材置場

説明：【理由】 この申請地は、基盤整備が施行されたときに住宅を建築する旨の非農用地協議がなされておりましたが、平成 23 年頃に所有者が、町外に居を構えていたため、通作距離もあり、通作時間もかかることで普段の農地の維持管理がままならなくなってきたことから、農地を手放したいと考えていたところ、水稻やいちご、玉ねぎを栽培し、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人が、既存の納屋等も手狭になったことを受けて、この申請地が、納屋、事務室、農業用資材置場を設置するのにも適当な広さがあることから、最適な農地と判断し、双方合意に至ったものであります。これにより、平成 23 年 12 月 1 日より、無断で納屋等の工事に着手し、4 ヶ月間をようして平成 24 年 3 月 31 日には、納屋等を設置して長く使用していたものでありますが、その後、相続により申請地を取得した譲渡人が、事情により遠く県外に居住することとなったため、農地法第 3 条により、譲渡人に所有権の移転をしようと申請手続きに着手したところ、この申請地が、無断転用であることが判明し、

指摘を受けたことから、譲受人も事の重大性を認識し、今後このようなことがないよう十分注意するとの始末書を提出して、反省の色を見せているところでありま
す。これによりまして、今回、納屋等として農地法第5条に基づく転用の是正申請
に及んだものであります。

【資金計画】 本申請による資金計画はなし

【工事期間】 平成23年12月1日～平成24年3月31日（工事完了済み）

【造成工事】 本申請による新たな工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透により処理します。汚水：ありません。

【取排水の同意】 該当なし

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第3号 -6

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 1種農地

貸人：

借人：

転用目的： 納屋

施設の概要： 納屋平屋1棟

申請事由： 納屋

説明：【理由】 この申請地は、平成23年頃に、水稻やいちご、玉ねぎを栽培し、経営規模を拡大したいと考えていた借人が、既存の納屋等も手狭になったことを受けて、この申請地が、納屋を設置するのに適当な広さがあることから、最適な農地と判断し、隣接する農地と合わせて、平成23年12月1日より、無断で納屋等の工事に着手し、4ヶ月間をようして平成24年3月31日には、納屋1棟を設置して長く使用していたものでありますが、その後、隣接する農地が、農地法第3条による申請手続きに及んだ際に、この申請地も、無断転用であることが判明し、指摘を受けたことから、借人も事の重大性を認識し、今後このようなことがないよう十分注意するとの始末書を提出して、反省の色を見せているところでありま
す。これによりまして、今回、納屋等として農地法第5条に基づく転用の是正申請に及んだものでありま
す。なお、この申請地については、農用地であるため、転用に先立って、農振除外の手続きが本来必要ではありますが、この納屋の面積が146㎡であることを踏まえ、200㎡未満であることから、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第29条第1項第1号による200㎡未満の農地を農作業の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設（納屋）に供する場合に相当する軽微な変更であるととらえ、綾川町に対し、用途区分の変更の手続きを行ない、その許可を得ていることを申し添えておきます。

【資金計画】 本申請による資金計画はなし

【工事期間】 平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（工事完了済み）

【造成工事】 本申請による新たな工事はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透により処理します。汚水：ありません。

【取排水の同意】 該当なし

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第 3 号 -7

地図・図面：

権利： 使用貸借権の設定

申請地：

農地区分： 1 種農地

貸人：

借人：

転用目的： 分家住宅

施設の概要： 木造住宅平屋建 1 棟 140.77 m² 利用率：28.15%（≧22.00%）

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 現在、借人は、妻と子ども 3 人とで借家に住んでおりますが、子どもの成長に伴い、住宅が手狭になっていること、さらには、将来、妻の親の面倒をみることも視野に入れ、人生設計をしていることから、妻の実家の敷地内に新たな住宅を建てることができないものかと検討しましたが、実家がであるため、その余裕もないとの結論に至ったことを踏まえ、所有農地の中で、これについて検討したところ、周辺農地が、基盤整備事業に参画する時期ともあいまって、申請地について、非農用地協議により、分家住宅を建てる目的に従って、一時利用地指定の段階ではありますが、今回、転用の申請に及んだものであります。なお、この申請地につきましては、香川県知事の換地確約書及び本土地改良事業計画区域における分家住宅として定められた用途である旨の証明書が添付されています。また、この案件については、現段階で、農業振興地域における農用地の位置づけでありますので、事前に農振除外の手続きも進められておりますことを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 200 万円、建築費 2,800 万円 合計：3,000 万円
内訳：自己資金 0 万円、借入金 3,000 万円

【工事期間】 令和 2 年 10 月 10 日～令和 3 年 9 月 30 日

【造成工事】 花崗土による盛土 H=0.45m、 コンクリート擁壁を設置 H=0.9m

【排水関係】 雨水：溜枡を設置し、既設水路へ放流し処理します。

汚水：合併浄化槽を設置し、既設水路へ放流し処理します。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」についてです。

議案第4号 -1

地図・図面：

権利： 所有権の移転

申請地：


農地区分： 2種農地

申請者：

転用目的： 居宅・店舗・駐車場

施設の概要： 店舗兼居宅（1棟）89.12㎡ 駐車場（車両10台分）

申請事由： 居宅・店舗・駐車場

説明：【理由】 当初、分譲住宅2区画として許可されていた申請地において、1区画が売却されたのち、その購入者が、を開業することとなり、営業を行なう中で、利用客も順調に伸びてきたことから、路上駐車もやむを得ない状況となり、来客にあたっての駐車場が不足する事態となったため、隣接するもう1区画を駐車場として、車両8台分の駐車スペースを確保したいとの購入者側からの申し出により、今回、分譲販売者である申請者が、これに応じ、近隣で適当な土地を探して検討した結果、購入者の土地に隣接する東側の申請地がもっとも適当であると判断し、当初の計画地全体を一つの事業用地と捉え直す事業計画の変更にあつたものであります。

【資金計画】 土地代0万円 造成費0万円、建築費0万円 合計：0万円

内訳：自己資金0万円、借入金0万円

【工事期間】 平成27年5月28日～平成28年8月12日

【造成工事】 花崗土による盛土H=0.5m、重力式擁壁やL型擁壁を設置H=1.91～1.14m
(分譲住宅区画造成工事済み)

【排水関係】 雨水：最終枡を設置し、既設の水路に放流処理します。

汚水：なし

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【権利者同意書】

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは、再開いたします。議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」です。なお、7ページ案件第2号に笹川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）権利種別：貸借権設定の第2号案件について説明します。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 19,007 m²

利用目的： 田（水稲）

賃料： 年間19,460円（10a当り5,000円）

期間： R2.9.1～R8.8.31（6年間）

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。議案第5号の案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。笹川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

P.6をご覧ください。先に、権利種別：所有権移転について説明します。

この案件は、6月に農地売買等事業において香川県農地機構が、より買い受けた農地で

す。備考欄にもありますように、農地売買等支援事業担い手支援タイプ（農用地等売渡事業）で、担い手に対して農地の売渡を行うものです。

所在等：

譲渡人：

譲受人：

売買価格： 1,905,865 円

続きまして、P.7～P.8 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 4 件 合計 8,899 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】」の申請です。なお、案件第 4 号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 4 号案件について、説明します。

議案第 6 号－4

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 120,578 m²

利用目的： 田（水稲・麦・野菜）

賃料： 年間 9,725 円（10 a 当り 5,000 円）

期間： R2.9.1～R8.8.31（6 年間）

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 4 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 4 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 14 号から 33 号に藤滝委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.15～P.25、案件第 14 号から 33 号について、説明します。

議案第 6 号－14～33（20 件）

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 147,578 m²

利用目的： 田（水稲・麦・野菜）

賃料： 年間 1,081,248 円（10 a 当り 14,000 円）

期間： R2.9.1～R8.8.31（6 年間）

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 14 号～33 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 14 号～33 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 53 号に森委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いし

ます。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。案件第 53 号について、説明します。

議案第 6 号－53

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 3,169 m²

利用目的： 畑（花卉）

賃料： 年間 4,290 円（10 a 当り 5,000 円）

期間： R2.9.1～R8.8.31（6 年間）

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 53 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 53 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。森委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

それでは、改めて P.9 からご覧ください。先ほどご審議いただいた案件を含む、P.36 まで。

契約件数： 54 件 合計 190,449 m²

新規契約： 1 番～ 54 番 54 件（88 筆） 190,449 m²

更新契約： なし

変更契約： なし

また、貸付先としましては、P.9、1 番～3 番を [] へ、P.11、5 番～12 番を [] へ、P.15、13 番を [] へ、P.25、34 番～41 番を [] へ、P.29、42 番、P.33、49 番～52 番を [] へ、P.30、43 番～46 番を [] へ、P.32、47・48 番

を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第7号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今日は、除外案件が2件です。

議案第6号-1（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 太陽光発電設備

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： 変更前と同じ

農地区分： 2種農地

説明：【施設の概要】 太陽光パネル 5基（パ 祉 252枚） 488.96㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費0万円、建築費1,300万円、合計1,300万円

<内訳>自己資金0万円、借入金1,300万円

【変更を必要とする理由】

申請人は会社員で仕事が忙しく、農作業を行うことが出来ず労働力が不足している状態です。耕作者を探しましたが見つからず、維持管理に苦慮している状態です。また、今後の生活費の用意もできていないため太陽光発電事業を行い生活の糧とする計画をし、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和3年1月 【供用開始時期】 令和3年3月

【造成】 整地のみ（花崗土による盛土 なし、コンクリート擁壁 なし）

【排水】 雨水：自然浸透 汚水：なし

【利用率】 該当なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-2（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 宅地拡張

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： 変更前と同じ

農地区分： 2種農地

説明：【施設の概要】 納屋平家建 1棟 111.32㎡

【資金内訳】 工事完了済みのため該当なし

【変更を必要とする理由】

申請人は、[REDACTED]令和元年12月31日に土地を相続したもので、相続した際に一部農地に納屋の増築を父親が行っていたことが発覚したため、追認許可を受けるため申請に至ったものです。

また、相続人による本申請地において未申請のまま納屋の増築に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

【工事着工時期】 平成4年6月頃 【供用開始時期】 平成4年7月頃

【造成】 本申請による新たな工事はない

【排水】 雨水：宅内排水路を経由し、西側水路に放流 汚水：なし

【利用率】 敷地面積（併用地を含む）270.50㎡、建築面積111.32㎡ 41.15%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との[REDACTED]による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号農業経営改善計画の認定について説明します。今月は更新1件の申請です。

議案第8号-1（更新）

予定認定番号： 27-3-再1号

申請者： [REDACTED]

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：（R7 目標） 苺、水稲

農業経営等に関する目標：（R7 目標） 苺 17.3 a 8,650 kg （ 5,000 kg/10 a ）
水稲 30.0 a 1,100 kg （ 367 kg/10 a ）

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和 2 年 8 月 19 日

予定認定期間： 令和 2 年 8 月 28 日～令和 7 年 8 月 27 日

説明： 認定となり初めての更新です。順調に経営を行っており特に問題ないと、綾川町地域農業再生協議会の担い手部会でも判断いただいております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 9 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 9 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積の指定について説明いたします。

議案第 9 号

指定申請内容：

これにつきましては、6 月の定例農業委員会にてお諮り致しました案件に沿うものであり、同月に農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく、「別段の面積及び区域の指定」に係る申請が出されているとともに、綾川町が定める「農地付き空き家バンク」制度にも該当農地が登録され、さらには、審査要件も充足していたことから、別段の面積 1 m²以上と区域の指定を行っていたものであります。7 月の定例農業委員会において、農地法第 3 条の手続きがされたので、今回、農地取得に係る審査基準としての下限面積を従来の町内一律、40 a に制定し直すものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 9 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号「農地法第 18 条（通知）」について、説明致します。今月は、1 件あります。

報告 1 - 1

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年7月1日

説明：利用権の解約で離作補償はありません。

以上、1件の届出についての説明です。

議長

報告第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第9号議案のうち、第5号議案の案件第2号、第6号議案の案件第4号、14～33号、及び53号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会致します。

午後 3時 5分

閉会